



法務・安全管理担当理事

中 森 喜 彦

平成19年4月以降1年半の法務・安全管理業務は、なお、その体制の整備・見直しの過程であったということになります。

□法務関係

大学に関わる法的問題や訴訟については、総務課法規企画室が窓口となっており、平成17年度からは、大きな法律事務所に顧問をお願いして対応していますが、平成19年10月に、学内にも法律事務所が開設されましたので、そことも顧問契約を結びました。さらに、学内の体制を整えるため、本部に法務対応の組織を作る準備をしています。

法令に従って行うべき情報公開及び個人情報保護についても、従来、それぞれに専門委員会を設けて対応して来ましたが、上記の法務対応組織にその機能を移行させたいと考えています。

□人権問題

特命事項である人権に関わる問題には、大きく分けて、差別とハラスメントの二つがあります。これらの問題には、これまで、人権委員会の下に二つの専門委員会を設けて、委員の先生方の尽力により対応して来ましたが、幸い、この2年ほどは、差別落書き事件が起きていませんが、なお人権に関する意識の向上に配慮を要す

ることには変わりはなく、他方のハラスメントについては、多くの案件がカウンセリングセンター及び部局の相談窓口を持ち込まれています。ハラスメント専門委員会では、平成19年11月に「京都大学ハラスメント防止・対策ガイドライン」を改訂するなど、対応に努めていただいておりますが、委員の先生方の負担は限界に達しつつあると思われます。平成19年9月には、全部局に対して人権問題に関する調査を行い、今後は毎年、この種の調査を行うことにしていますが、ハラスメントについても、上記の法務対応組織で、専門知識を有する者の支援も得て、対応の効率性を高めることを検討しています。

□男女共同参画

平成17年度に設置された男女共同参画企画推進委員会は、平成19年9月に「京都大学男女共同参画推進アクションプランに向けて（提言）」を作成して、その任務を一応終了し、本年1月に、男女共同参画推進室を設けました。実際の施策の推進はまだ十分進んでいませんが、3月には、当面、平成21年度までの第1期中期計画期間中に実施すべき事業を取りまとめました。7月からは、この事業に従事する特定職員1名を雇用し、施設・設備の改善、ホームページの作成、女性研究者支援センターが科学



くすのき開所式

技術振興調整費により実施していた事業の承継など、今後の具体的な施策の検討を進めています。

□教員制度

検討の重複を避けるため、平成19年度から、教員制度検討会を人事制度検討会に統合しましたが、10月に、教員評価のあり方検討ワーキンググループの結論を得て、試行的な教員の個人活動評価制度を規定化し、教授に限定して昨年度までの過去3年間の活動評価を各部局において実施し、部局からの報告を取りまとめて、9月に全学の報告書を作成しました。この評価は3年ごとに実施することとしており、次回の評価はさらに充実したものとなることを期待しています。

また、法令改正に伴い、教員についても、平成22年度以降、雇用年齢の引き上げが求められていますので、その対応策を検討し、種々の配慮から、教員については再雇用制度を採ることは困難であるので、定年を引き上げるべきであるとの一応の結論を得ました。

○情報公開開示請求件数等について

平成17年度

請求内容	件数
奨学寄附金について	2
受託研究について	1
共同研究について	2
契約関係	20
歳出・歳入決算額について	3
会議の議事録等	1
兼業・兼職について	1
工事関係	9
動物実験関係（委員会議事録含む）	40
教職員の処分について	2
予算関係	1
委員会の議事	1
合計	83

平成18年度

請求内容	件数
奨学寄附金について	1
受託研究について	1
共同研究について	1
科学研究費補助金支出報告書	1
契約関係（仕様書含む）	13
納入実績	1
予算関係	1
執行関係	2
協定書締結	1
システム構成一覧	1
会議の議事録等	1
会議資料	1
兼業・兼職について	2
動物実験関係（委員会議事録含む）	63
指定統計調査	1
通知関係	1
入試関係	5
合計	97

平成19年度

請求内容	件数
奨学寄附金について	12
受託研究について	2
共同研究について	3
契約関係（施設工事関係）	9
契約関係（上記以外；請負・物品）	7
納入実績	5
執行関係	1
寄附講座	1
システム構成一覧	2
医療事故	2
懲戒処分	1
入試関係	2
合計	47

平成20年度（9月まで）

請求内容	件数
奨学寄附金について	2
契約関係（施設工事関係）	4
契約関係（上記以外；請負・物品）	3
患者数	1
指定統計調査	1
合計	11

○保有個人情報開示請求件数等について

平成17年度

請求内容	件数
学部入試	3
大学院入試	6
聴講生	1
合計	10

平成18年度

請求内容	件数
学部入試	5
学部入試（外国語学校出身者）	1
学部入試（3年次編入試験）	3
学部入試（答案）	2
大学院入試	12
大学院入試（答案）	2
合計	25

平成19年度

請求内容	件数
学部入試	2
学部入試（外国語学校出身者）	2
学部入試（3年次編入試験）	1
学部入試（答案）	1
大学院入試	5
授業料免除	1
合計	12

平成20年度（9月まで）

請求内容	件数
学部入試	1
学部入試（外国語学校出身者）	5
学部入試（3年次編入試験）	5
大学院入試	1
合計	12

□安全管理

大学の活動は部局を単位として行われているので、安全衛生管理を推進するためには部局の体制を整える必要があり、平成19年度から、部局に安全衛生委員会の設置を義務づけ、部局長を補佐する安全衛生推進者を置くこととしました。また、全学の体制を整備して、環境安全保健機構に大学の安全衛生業務を推進する実質的機能を持たせるとともに、環境安全課を環境安全衛生部に拡充しました。業務推進のため、本年4月からは、企業での安全管理の経験者2名を特定職員として雇用しています。

今日ではさらに、環境への配慮が重要な課題ですが、この関係では、平成18年度から毎年、環境報告書を発行しているほか、本年1月には、当面の課題と取り組みを京都大学環境計画として策定し、4月からは、その一環として、エネルギー使用の抑制のため、環境賦課金制度を発足させました。



Yoshihiko Nakamori

○京都大学環境計画

■京都大学環境計画■

■環境計画■

すべての学生・教職員は、教育、研究及び医療などのあらゆる活動において、本学の基本理念と環境憲章に則り、環境に配慮した行動をとることによって、環境に対する負荷の低減と環境汚染の防止に最大限の努力を払わなければならない。
この環境計画は、本学の環境配慮活動における優先的な課題を五つの柱として掲げ、その達成を目指す具体的な取り組みを定めたものである。その実現のため、環境マネジメントシステムの全学的な確立を図る。

◆五つの柱

①様々な環境負荷に関する情報を継続的に把握・検証

- データ収集・検証システムの確立
- 収集データの信頼性向上
- 実施レベルでのデータ取り扱い手順書整備・講習実施

②エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の削減

- “省エネルギー推進方針”に基づく、エネルギー消費量と、二酸化炭素排出量を削減
- “研究室における環境配慮行動”に基づき省エネルギー対策を推進
- 実験室、共通スペース等におけるエネルギー消費の状況把握と省エネルギー対策の検討を推進

③廃棄物による環境負荷の低減

- 廃棄物削減に関する中期計画の検討を推進
- 一般廃棄物の分別計画の検討を推進
- 再生可能資源由来廃棄物の最終処分の回避・再生を推進
- 枯渇性資源由来廃棄物の発生抑制策を実施

④化学物質の安全・適正管理の推進

- 化学物質管理システム（KUCRS）の維持向上と100%登録を推進
- 化学物質による環境負荷低減計画の検討を推進

⑤全構成員に対する環境安全教育の推進

- 環境安全教育のカリキュラム化を推進
- 教職員向けのコミュニケーション体制を構築

◆当面の目標

～省エネルギー推進方針～

主にハード面での省エネを図り、部局ではエネルギー・温室効果ガスを毎年平均で単位面積当たり1%削減、全学では総量の削減を目指す。

- 建物設備の省エネルギー化
- ・変電設備、照明設備、空調設備を高効率機器へ更新等

～研究室における環境配慮行動～

主にソフト面での環境配慮行動・省エネ取り組みにより研究室でのエネルギー消費量と温室効果ガスを5年間で単位面積当たり5%削減を目指す。

- 省エネルギー意識による行動
- ・空調温度設定、照明等のスイッチOFF、パソコンの省エネルギー設定等

～実験室等における環境配慮行動～

実験室における実験機器・設備の省エネと環境配慮行動、建物内の共通スペース等における省エネ行動を順次整備し、エネルギー消費量と温室効果ガスの削減を目指す。また、環境への化学物質排出の低減を図るための方策を検討する。

- 実験設備の省エネルギー化と意識行動
- ・ドラフトチャンバー適切運転、特殊空調設備の運用、換気ファン類の適切管理等

～廃棄物削減～

廃棄物の分別計画、紙循環のシステム化及び枯渇性資源由来廃棄物の削減策について調査・検討を推進する。

- 廃棄物発生量の削減とリサイクル率の向上
- ・廃棄物の組成調査実施、故紙リサイクルシステム検討等

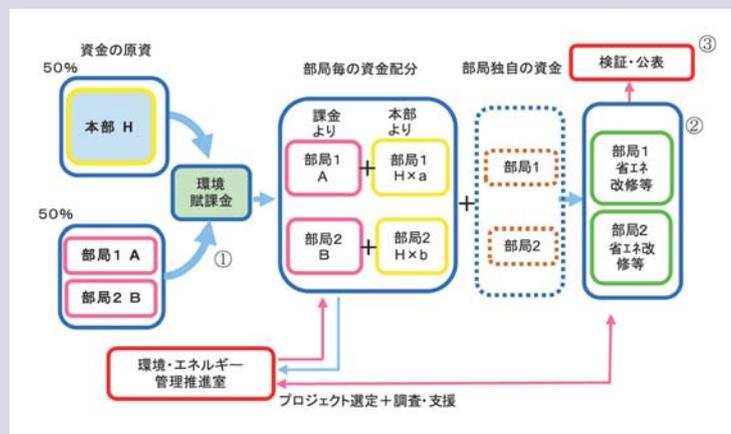


○京都大学環境賦課金

京都大学では省エネルギーおよび温室効果ガス削減を目的として、2008年1月「京都大学環境賦課金方針」を策定し、2008年度より環境賦課金制度を導入しました。

この方針の中では地球温暖化の防止に向けて、本学の全構成員が協力し、エネルギー消費量・二酸化炭素（CO₂）排出量を原単位においてハードウェア改修で毎年1%、研究室等での環境配慮行動で毎年1%、合計毎年2%以上削減することを目指しています。またこの制度は賦課金を徴収することに目的があるのではなく、賦課金負担による省エネルギーへのインセンティブの創出と、確実に省エネルギーを図るための改善策に再投資する財源の創出を目的としています。

○環境賦課金の流れ



①各部局は、エネルギー消費量に一定の単価を乗じた環境賦課金を拠出します。およそ同額を全学的資金からも拠出します。

②部局へは、原則として徴収した賦課金額以上の省エネルギー対策を3年間に1回以上実施します。省エネルギー対策は部局が主体的に立案・実施することを原則としますが、省エネルギー効果の高い対策の立案・実施は大学執行部が先導的に推進します。

③改善策は、確実に省エネルギーが達成されることの予測と実施後の検証を行い、それらを公表します。